

Title	宇沢弘文著 「豊かな社会」の貧しさ
Sub Title	
Author	細田, 衛士
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No.3 (1990. 10) ,p.795(311)- 799(315)
JaLC DOI	10.14991/001.19901001-0311
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19901001-0311">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19901001-0311</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書 評

宇沢 弘文著

『豊かな社会』の貧しさ』

（岩波書店，1989年）

本書は、序章と12の章からなっている。まず序章において各章全体を貫く著者の基本的な考え方が簡単に説明される。日本経済は物質的には大いなる繁栄をとげてきた。しかしその一方で、人間的なもの・実質的なものが失われてきたのではないかと著者は問いかける。経済的な繁栄の蔭で、「現代的貧困」が広がっていることを憂慮するのである。

まず第1章では、水俣病を代表例とする公害問題が取り上げられる。水俣病の経緯を簡単に説明した後、著者は企業と行政の怠慢を糾弾する。企業側の怠慢とは、有毒な水銀を水俣湾にたれ流したこともあるが、それ以上にその後の被害者の救済に誠実な態度を示さなかったことである。特に、PPP（汚染者負担の原則）が貫かれていないことの問題性が鋭く指摘される。

チッソの大部分の利潤は、その子会社に帰属していて、チッソ本社は赤字を計上していることになっている。したがって、水俣病患者に対する巨額の補償金を支払えないのである。このため、被害者に対する補償金支払は、熊本県が県債を発行することによって支援されているのである。

行政の側の態度にも批判の目は向けられる。環境庁はその発足間もない1971年、水俣病の持つ深刻さを考慮し「疑わしきは認定せよ」という事務次官通達を出し、被害者認定を早めて救済努力の姿勢を見せた。ところが実際は、熊本県は認定を遅らせ、環境庁もこの遅れを追認したのであった。しかも環境庁は、前の事務次官通達を否定して新しい通達を出し「疑わしきは

認定せず」という態度に方向転換したのであった。

環境行政の後退を決定づけたのは、1988年の公害健康被害補償法の実質的廃止である。この法律は、大気汚染の被害者に対する補償を、おもに企業の負担によってまかなおうとしたものである。しかし、環境庁は産業界からの圧力を受けて、公健法の実質的廃止を断行してしまったのである。

第2章では、新全国総合開発計画の一環としておこなわれた、むつ小川原開発計画の顛末が論じられる。高度成長末期、むつ小川原に大規模な工場基地を開発する計画が官僚の手によって作られた。この計画は、不動産会社による土地の買い占めをうながし、地価を高騰させ、農村村落共同体を崩壊させることになる。

ところが、ニクソン・ショック、第1次石油ショックなどの経済危機のため開発計画は縮小し、むつ小川原に進出する企業は皆無ということになった。むつ小川原開発計画が実質的に崩壊したあと、青森県がとった窮余の策が、核燃料サイクル三施設の誘致であった。使用済み核燃料を再処理するために生じる危険な放射性廃棄物が一ヶ所に貯蔵されることになったのである。これが農村を崩壊させてまで強行しようとした開発計画の最後の姿なのである。著者は、このような計画を作り上げ遂行しようとした中央官庁の高級官僚を、「新全総のような、誇大妄想的な計画を策定したというのは一体どのような精神構造の持ち主だったのだろうか」（55頁）、とまで言って批判するのである。

第3章で著者が主に取り上げるのは、西淀川公害裁判である。西淀川地区は、日本でもっとも過密な工業・自動車道路地域とされている。この訴訟の特徴は、地域住民が複数汚染原に対する差し止め請求を行ない、国・企業・公団の共同不法行為について連帯責任の追及をしているところにあるという。

大気汚染はこのように深刻化する一方、環境行政は、1978年の二酸化窒素の環境濃度の大幅

緩和、1988年の公健法の実質的廃止と後退していった。このような状況の中で一縷の望みは、司法の姿勢である。千葉地裁は川鉄裁判において大気汚染被害に関する川鉄の責任を厳しく追及し、結果として環境庁の主張に真っ向から対決することになったのである。

またこれらの公害裁判の中で、原告側承認として学問的良心を貫きながら人間性豊かな証言をしてきた研究者に対して、著者は期待を寄せると共に賛美の言葉を惜しまない。著者が西淀川公害裁判の結審のめどがついたことに意義を認め、いくばくかの希望を持っているのもそのような状況があるからであろう。

第4章では、自動車都市に及ぼした害悪が論じられる。著者は名神高速道路建設に際して行なわれた実態調査に同行し、調査団に自動車の破壊の効果を強調した。が、調査団の物心崇拜的とも言える態度にその意見は顧みられることがなかったという。その結果、著者の恐れたとおり、日本における車社会の発展は「自然と社会を不可逆的に破壊」した。

自動車は、確かに便利ではあるが、その「害毒」は便利さを越える。大気汚染をもたらすばかりではない。それは他の交通手段と比べて危険であり、肉体的健康ばかりでなく精神状態も損なう。エネルギーを浪費し、犯罪を凶悪化させる。また車優先の都市空間では、本来の主役である歩行者が不便を強いられる。

車がすべてに優先されるその一つの理由を、著者は道路建設に伴う利害関係に求める。道路建設は、土木建設業者を利する。これに自民党の政治家や官僚が結びついているというのである。著者は、ジェーン・ジェイコブスの考えにしたがった都市の再生を薦めるが、日本の都市の前途が極めて暗いことに憂慮の念を表している。

第5章は「日本経済の病理的症候をもっとも鮮明に現しているのは土地問題である」(98頁)という警告で始まる。日本における地価は、投機的要因によって決まっており、これによって

経済は著しく不安定になる。このような傾向は、第2臨調の民活路線から特に強くなったという。規制緩和により不動産業者らが投機的利潤を求めて地価を吊り上げたのである。こうして日本の土地の評価額は大きくなったが、このことは日本社会の貧困を現していると言えるであろう。

土地と並んで問題視されるのが、金融資産の投機的取引である。投機的取引は、経済を不安定化させることが多く、ゲームによる巨利を生み出すことになる。土地や金融資産の投機的取引は不平等をも拡大する。特に日本の税制は法人企業に有利であり、このことが腐敗の一因になるのである。

土地問題の対策として挙げられるのは、東京都心部の国あるいは自治体による公有化である。大都市集中のインフラストラクチャーを改めたり、過大な自動車のための施設を縮小することも検討されている。

第6章では、税の在り方の問題が問われる。特に今回の税制改革で、政府は税の使い方、負担の在り方といった問題を十分考慮することなく、単に税収の最大化のみを求めたとして批判する。著者によれば本来税制とは、教育・医療の充実、文化水準の発展、自然環境の維持、などに貢献すべきものなのである。

ところが日本では、土木・建設などの特定産業が優遇され、農業などは冷遇されている。都市のインフラストラクチャーは自動車関係に偏っている。公健法の実質上の廃止などによって環境行政も後退している、等々。これらのことが人々に重税感をつのらせているのだという。

個人と法人との間での分配の不平等も問題だとされる。法人は税の控除が極めて多いのである。また法人は、都心で土地を買い占めて地価を高騰させ、こうして生活者としての個人を圧迫するのである。著者は、土地取得に関する法人企業の投機的利益については高率の課税をすべきだと主張する。

第7章では更に突っ込んで税制、特に消費税の問題が論じられている。著者は、今回の消費

税導入を「反社会的、非倫理的」と糾弾する。この税制は余りに行政の恣意的判断に依存するところが大きい。また物品税は廃止されたため、奢侈品は減税になり生産必需品は増税になってしまい、極めて逆進性の強い税制になってしまふと論じている。

著者は望ましい税制の特徴として次の5つの点を挙げる。第1は、社会的費用の内部化である。第2は、文化的・教育的・医療的なものに対する、税制上の優遇措置である。第3は、土地や株取引における投機的利益に対する100%の課税である。第4は、農業に対する税制のうゑで優遇する配慮である。第5は、法人税の課税を強化するということである。

このような観点にたつとき、望ましい税制とは累進性を持った直接税を中心とした体系であつて、消費税は時代に逆行するものであると著者は主張する。

第8章では、現在の日本の大学の教育・研究の水準低下の原因を探っている。イギリスの例を見ると、確かに国が大学に力を及ぼすことはあまり好ましくない。しかし残念なことに文部省の大学行政のもと、日本でも同じような状況が支配しつつあるのである。

また教育の平等化、民主化の名のもとに大学の相対的地位は衰退している。この傾向は第2臨調によって大学の場にも効率化が要求されるようになって以来強まった。教育に効率主義があてはめられたとき、社会的・文化的損失が生じる。このことは大学院教育に典型的に現われていると言えよう。著者は大学の自由を保証し最高水準の教育・研究ができるように予算措置をすべきと主張する。

第9章では、共通一次試験のもつ矛盾と欠陥が指摘される。共通一次試験は、全国の受験生のみならず全国の国立大学を序列化することによって教育を空洞化・形骸化させ、予備校や塾のみを繁栄させた。にもかかわらずこのような「非人間的、非文化的」な制度が10年も続いたことは、文部行政の貧困と国立大学の欠陥のせ

いであると批判は厳しい。

大学は本来自由な雰囲気のもとにおいて始めて独創的な研究ができる。このためには、教授人事と学生の選抜は自主的になされねばならない。著者は、1950年代のマッカーズムのもとでのスタンフォード大学の例を挙げてこの自主性の重要性を強調する。

大学の自主性・多様性と、すべてを規格化してしまふ共通一次の考え方は真っ向から対立する。著者は私立大学のほとんどが新テストに参加しなかったことを私立大学の見識として評価している。

第10章では現在の医療制度の持つ矛盾が指摘されている。現在の医療制度は、保険点数制に基づく診療報酬制度をとっているが、このもとでは適正な医療サービス供給を保てないというのである。

それは、医学的見地からの最適診療が必ずしも経営的見地からの最適診療に一致しないことによるのである。現行の保険制度では医療関係者の技術料が無視されるかあるいは異常に低く見積られていて、逆に投薬や検査、輸血などの費用は高く評価されているのである。従つて、医療技術の赤字を投薬や検査などで埋め合わせようとすることになる。

それでは経済学的見地からすればどのようにすればよいのであろうか。著者は、フリーマンの市場原理を医療にあてはめることを否定する。利潤追及動機の基準にしたがつて最適な医療制度を築くことはできないというのである。まず医学的見地から望ましい制度が何かということを開き、その後経済学的見地からその効率的運用を考えればよいと主張する。また長期的に医療資源のために希少資源をどれだけ蓄積するかは、社会的性格を持つ基準に基づいて決めるべきだと述べられている。

第11章においては、あるべき農業の姿が論じられる。農業は工業と違って「大規模な自然破壊を行なうこと」はない。また農業に参加する人々は、企業組織における人間と異なり、主体

的に生産計画をたてることができる。

このような農業に利潤追及の原理を用いることは誤りだと著者は主張する。しかし現実では逆に、1961年の農業基本法以来、効率性基準が農業にあてはめられてきており、このことが今日の日本農業の危機をもたらしたとされる。「新古典派的」考え方によれば、農業を効率性基準のもとに工業と競争させ、その結果国際的には得意な産物に特化すればよいということになる。

著者はこのような考えに真っ向から反対し、農村の重要さを説いている。そして農村における経済的・社会的・文化的環境を整えて、農村の規模をある一定の社会的な観点から望ましい水準に維持すべきだと論ずる。

最終章では、天安門事件をめぐる中国社会・経済の混乱について論じられている。このような混乱の原因は、1978年からの経済体制改革にあるとされる。この改革によって、確かに生産水準は上がったが、一方で物価上昇や所得分配の不平等、更には党・官僚の腐敗汚職が起こったのである。

この不平等は、農村社会において顕著となった。人民公社制度を解体し、生産請負制という制度を採用したことによって、貧富格差や地域間格差が拡大した。長期的には農村のインフラストラクチャー建設も縮小したのである。

都市においても利潤最大化や市場機構が取り入れられた。しかしこれらは、党中央主導の計画体制と相いれない。ここに宝山製鉄所建設に於けるような非経済性・非効率性が生じてしまうのである。党中央がいたずらに日本の高度成長をまねても、その犠牲は労働者が払うことになるのである。真の経済改革は、政治的民主主義を確立して始めて可能になると結論付けている。

本書が対象としていることからは、極めて広い範囲に及ぶ。しかし、そこには一貫した主張がある。それは、経済がいくら繁栄しても、効率性のみを判断の基準としたとき、繁栄の蔭に

深刻な貧困が生まれてくる、ということである。その貧困の現われが、公害問題、都市問題、教育問題、医療問題、そして農業問題なのである。

著者の言うとおり、日本は経済的効率性の名のもとにあまりにもたくさん大切なものを失ってきた。1960年代の公害が頻発した時このような態度に対する反省の機運が生まれたが、それもすぐに忘れ去られてしまった。市場は万能ではない。このことを忘れると、取り返しつかない歪みが社会に生じてしまう。著者はこのような事態を読者に警告しているのである。

著者の考え方の大筋において、評者は賛成である。しかし、いくつか気になる点が見いだされるのでここで簡単に触れることにする。

著者は効率性の基準に頼ってはならない状況においては、社会的な性格を持つ基準にしたがって物事が判断されるべきであり、社会的な合意によるべきであると主張する。しかしそれはどのようにして可能なのであろうか。民主主義的社会では、普通、選挙を通じて基本的な政策事項が国民に承認されると考えてよい。著者の批判にもかかわらず、最近の参議院選挙を除いては、自民党の優位は覆りそうにもない。このような状況のもとに安易に社会的合意という言葉を持ち出すと、それが逆手にとられて第2臨調も社会的合意ということになりかねないのではないだろうか。

次に効率性の基準についてであるが、この基準が不適當な状況も確かにある。しかし本書ではあまりにもそれが強調され過ぎているように思えてならない。例えば農業問題でこの基準はほとんど機能しないかのように聞こえるが果たしてそうであらうか。バナナの自由化の時にも、柑橘類の自由化の時にも、そしてさくらんぼの自由化の時にも、市場原理にしたがえば日本の農業は壊滅的な打撃を受けるという意見が多かった。しかし事実はそうでなかった。

日本の農民は勤勉で優秀であり、努力に努力を重ねて、よりよい品質のものを次々と作り出して行く。山形の農民が、さくらんぼの糖度

を増すために反射板をおいた話は有名である。その結果もあってか、アメリカのさくらんぼうは日本のさくらんぼうに勝てなかった。これは市場の原理がうまく働いたケースではないだろうか。また、市場原理と日本の伝統・文化が対立するとばかり考えるのも危険である。日本人が冬、炬燵に入りながら食べるのはグレープフルーツでもフロリダオレンジでもない、誰がなんと言おうとみかんなのである。最近のみかんの健闘はこのことを裏付けている。

さて本書でもう一つ大きな誤解をまねきやすいのは、著者の新古典派経済学に対する批判である。まず著者の批判する「新古典派経済学」が何を意味するのか必ずしもはっきりしない。サムエルソンらに代表されるアメリカの正統派のそれであろうか、それとも最近台頭した新しい古典派のことなのであろうか。仮にどちらであるとしても、『『もうかることはよいことだ』という新古典派の論理』（108頁6行目）というのあまりにも言い過ぎである。この表現は、もうかるためには何をやってもよい、どんな非倫理的なことをやってもよい、というイメージを引き起こす。しかし、一つの学問体系から価値判断に関する命題が引きだせないのは明らかである。確かに最近の新しい古典派の主張を聞くと多少そのように聞こえないでもないが、著者の表現はやはり過剰であるように思える。

さて最後に、効率性の基準を推し進めた責任者として、著者は政府自民党・高級官僚・産業

界そして第2臨調などを批判する。しかし、例えば最近の地球環境問題を考えると、消費者の責任も大きく問われるべきであると思われる。消費者も利便性を追い求めるあまり、著者の言う第2臨調的な発想に便乗しているように思えるのである。そうであるかぎり、国や企業だけを批判しても環境問題は解決しない。逆に言えば、消費者が自らを反省し地球環境を断固として守るという姿勢を貫けば、国や企業の態度を改めさせることができるのである。この点、著者の態度は産業界・政府・官僚に辛く、消費者には口当たりが良すぎるように感じられるのである。

以上のような点を考慮しても、本書が多くの読者の目に触れられることが望ましいということは言うまでもない。著者のような第一級の経済理論家が、このような経済、社会、文化、環境などの問題にはっきりと発言してゆくことは重要なことである。評者の印象では、優秀な理論家でも社会の公正や正義といった問題には無関心であるという学者が多い。その中で、宇沢教授のように一貫してこれらの問題に取り組んできた学者は異色なのではないだろうか。ブラインダーの言葉を借りれば、教授はハード・ヘッドばかりではなくソフト・ハートも持ち合わせた学者なのである。

細 田 衛 士  
(経済学部助教授)